

水資源を保全するための条例の骨子（案）

1. 目的

水資源の保全を図るため、必要となる施策の基本となる事項並びに土地の利用及び取引に関する事項について定め、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

2. 基本理念

水資源は県民の生活や経済活動に欠くことのできないものであり、また、豊かな森林等に支えられているものであることに鑑み、水資源を良好な状態で将来の世代に継承できるよう、森林等の水源を涵養する機能を維持するなど水資源の適切な保全（以下「水資源の保全等」という。）を行わなければならない。

3. 県及び関係者の責務

(1) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、水資源の保全等を図るための施策を総合的に推進する責務を有する。

(2) 県民の責務

県民は、基本理念について理解を深め、県又は市町村が実施する水資源の保全等を図るための施策に協力するよう努めなければならない。

(3) 事業者の責務

事業者は、基本理念について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては水資源の保全等に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する水資源の保全等を図るための施策に協力するよう努めなければならない。

(4) 森林等の土地所有者等の責務

森林等の土地所有者等は、基本理念について理解を深め、森林等の土地の利用に当たって適正な水資源の保全等に努めるとともに、県又は市町村が実施する水資源の保全等を図るための施策に協力するよう努めなければならない。

4. 市町村との連携

県は、市町村が行う水資源の保全等を図るための施策に協力するとともに、水資源の保全等に関して必要があると認めるときは市町村に対して必要な協力を要請する。

5. 基本施策

(1) 知事は、水資源の保全等に関する施策を総合的に推進するための計画（以下「総合計画」という。）を策定する。

(2) 総合計画は、次に掲げる事項について定める。

① 水資源の適正な利用及び保全のための施策に関する事項

- ② 森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策に関する事項
- ③ 水資源の保全等に関する県民及び関係者の理解の促進に関する事項
- ④ 水資源の保全等を図る必要がある区域における土地の取引及び開発行為の事前届出制などの土地の適正な利用のための施策に関する事項

6. 水資源保全地域における土地取引及び開発行為の事前届出制度

(1) 水資源保全地域の指定

- ① 知事は、水資源の保全等を図る必要がある地域を「水資源保全地域」として指定する。
- ② 知事は、水資源保全地域を指定するときは、あらかじめ市町村長の意見を聴いたうえで県環境審議会の意見を聴かなければならない。

(2) 土地の取引及び開発行為の事前届出

- ① 水資源保全地域内の土地の所有者等（売主等）は、当該土地の売買等の契約を行おうとする場合、売買等の契約締結の2月前までに知事に届け出なければならない。
- ② 水資源保全地域内において揚水設備等の設置、土石採取その他の土地の形質を変更する行為で別に定めるものを行おうとする者は、行為に着手する日の2月前までに知事に届け出なければならない。
- ③ 知事は、①又は②の届出をした者に対し、水資源の保全等を図るうえで必要な指導を行うことができる。
- ④ ①の土地の売買等の契約の届出を行った者は、③の指導を受けた場合、その内容を当該契約の相手方に伝達しなければならない。

7. 報告徴収・立入調査

- (1) 知事は、6(2)の①又は②の届出（以下「届出」という。）をした者に対し、必要な限度において当該届出に関する事項について必要な報告を求めることができる。
- (2) 知事は、その職員に、届出に係る土地に立ち入り、調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

8. 勧告・公表等

- (1) 知事は、届出をしない者、虚偽の届出を行った者、正当な理由なく6(2)③の指導に従わない者又は6(2)④の伝達を行わなかった者、正当な理由なく7(1)の報告又は7(2)の立入調査若しくは答弁を拒んだ者に対し、届出又は適切な行為を行うよう勧告することができる。
- (2) 知事は、正当な理由なく8(1)の勧告に従わなかった者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えたうえでその旨を公表するとともに、当該勧告に従わなかった者に対し県の事務又は事業の実施に関し必要な措置を講ずることができる。